

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松江市は国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

松江市長

公表日

令和7年1月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法による資格管理事務、給付事務及び、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの 一 国民健康保険法による被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 二 国民健康保険法による資格確認書、資格確認書(特別療養)、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務(前号に掲げるものを除く。) 三 国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務 四 国民健康保険法第四十四条第一項の一部負担金に係る措置に関する事務 五 国民健康保険法第六十三条の二の一時差止めに関する事務 六 国民健康保険法第七十六条第一項の保険料の徴収に関する事務 七 オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得事務 ※一については、窓口や郵送での書類の受領の他、サービス検索・電子申請機能で受領する
③システムの名称	宛名システム、国民健康保険システム、収納システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、番号連携サーバー、国保総合PC、データ連携PC、次期国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者向け中間サーバー、オンライン資格確認等システム、サービス検索及び電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
宛名特定個人情報ファイル 国民健康保険特定個人情報ファイル 収納特定個人情報ファイル(滞納管理含む)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項、別表24.44の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第16条、第24条 3 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「主務省令」という。) 国民健康法第113条の3 第1項及び第2項 (情報提供の根拠) 主務省令第2条の表 1.2.3.5.6.13.16.19.27.38.42.48.56.65.69.83.87.111.115.125.131.137.141.145.158.161.164.165.166.173の項 (情報照会の根拠) 主務省令第2条の表48.69.70.71の項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	松江市 総務部総務課 〒690-8540 島根県松江市末次町86番地 TEL0852-55-5555(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	松江市 政策部デジタル戦略課 〒690-8540 島根県松江市末次町86番地 TEL0852-55-5555(代表)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、松江市に住民記録が存在しない対象者を国民健康保険に加入させる際には、本人からのマイナンバーの取得(マイナンバーが記載された住民票の提出を求める等)を徹底し、複数人で確認を行った上で登録することを厳守している。また、特定個人情報の記載がある申請書等は施錠できる書棚に保管している。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査

実施の有無	☐ 自己点検	☐ 内部監査	☐ 外部監査
-------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分にしている] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている [十分である]
判断の根拠	特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。また、USBメモリを使用する場合は、パスワードによる保護や使用簿による持ち出し記録の管理等を行っている。これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分であると考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	宛名システム、国民健康保険システム、収納システム、滞納管理システム、中間サーバー、番号連携サーバー、国保総合システム、レセプト管理システム、高額療養費システム	宛名システム、国民健康保険システム、収納システム、滞納管理システム、中間サーバー、番号連携サーバー、国保総合PC、レセプト管理システム、高額療養費システム、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム	事前	
平成29年6月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 1.2.3.4.5.17.22.26.30.33.39.42.58.62.80.87.88.93.97.106.109の項 (別表第二における情報照会の根拠) 27.42.43.44.45の項	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 1.2.3.4.5.9.12.15.17.22.26.27.30.33.39.42.58.62.78.80.81.87.88.93.95.97.106.109.120の項 (別表第二における情報照会の根拠) 27.42.43.44.45の項	事後	
令和2年6月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険法による資格管理事務、給付事務及び、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの 一 国民健康保険法による被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 二 国民健康保険法による被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務(前号に掲げるものを除く。) 三 国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務 四 国民健康保険法第四十四条第一項の一部負担金に係る措置に関する事務 五 国民健康保険法第六十三条の二の一時差止めに関する事務 六 国民健康保険法第七十六条第一項の保険料の徴収又は同条第二項の保険料の賦課に関する事務	国民健康保険法による資格管理事務、給付事務及び、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの 一 国民健康保険法による被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 二 国民健康保険法による被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務(前号に掲げるものを除く。) 三 国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務 四 国民健康保険法第四十四条第一項の一部負担金に係る措置に関する事務 五 国民健康保険法第六十三条の二の一時差止めに関する事務 六 国民健康保険法第七十六条第一項の保険料の徴収又は同条第二項の保険料の賦課に関する事務 七 オンライン資格確認等システム稼働に向け	事前	
令和2年6月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	宛名システム、国民健康保険システム、収納システム、滞納管理システム、中間サーバー、番号連携サーバー、国保総合PC、レセプト管理システム、高額療養費システム、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム	宛名システム、国民健康保険システム、収納システム、滞納管理システム、中間サーバー、番号連携サーバー、国保総合PC、レセプト管理システム、高額療養費システム、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム、医療保険者向け中間サーバー、オンライン資格確認等システム	事前	
令和2年6月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項、別表第一16. 30の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)(別表第一省令)第16条・第24条	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項、別表第一16. 30の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)(別表第一省令)第16条・第24条 3 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	
令和2年6月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 1.2.3.4.5.9.12.15.17.22.26.27.30.33.39.42.58.62.78.80.81.87.88.93.95.97.106.109.120の項 (別表第二における情報照会の根拠) 27.42.43.44.45の項	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「主務省令」という。) 国民健康法第113条の3 第1項及び第2項 (情報提供の根拠) 別表第2の 1.2.3.4.5.9.12.15.17.22.26.27.30.33.39.42.58.62.78.80.81.87.88.93.95.97.106.109.120の項 主務省令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第25条、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第55条の2、 (情報照会の根拠) 別表2における27.42.43.44.45の項 主務省令第25条、第25条の2、第26条	事前	
令和2年6月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	保険年金課長 野村 悟	保険年金課長	事前	
令和6年1月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	宛名システム、国民健康保険システム、収納システム、滞納管理システム、中間サーバー、番号連携サーバー、国保総合PC、レセプト管理システム、高額療養費システム、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム、医療保険者向け中間サーバー、オンライン資格確認等システム	宛名システム、国民健康保険システム、収納システム、滞納管理システム、中間サーバー、番号連携サーバー、国保総合PC、データ連携PC、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム、医療保険者向け中間サーバー、オンライン資格確認等システム	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「主務省令」という。) 国民健康法第113条の3 第1項及び第2項 (情報提供の根拠) 別表第2の 1.2.3.4.5.9.12.15.17.22.26.27.30.33.39.42.58.62.78.80.81.87.88.93.95.97.106.109.120の項 主務省令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第25条、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第55条の2、 (情報照会の根拠) 別表2における27.42.43.44.45の項 主務省令第25条、第25条の2、第26条	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「主務省令」という。) 国民健康法第113条の3 第1項及び第2項 (情報提供の根拠) 別表第2の 1.2.3.4.5.9.12.15.17.22.26.27.30.33.39.42.58.62.78.80.81.87.88.93.95.97.106.109.120の項 主務省令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2の2、第33条、第41条の2、第43条、第43条の2、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3、 (情報照会の根拠) 別表2における27.42.43.44.45の項 主務省令第20条、第25条、第25条の2、第26条	事後	
令和6年1月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険法による資格管理事務、給付事務及び、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの 一 国民健康保険法による被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。.)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 二 国民健康保険法による被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務(前号に掲げるものを除く。) 三 国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務 四 国民健康保険法第四十四条第一項の一部負担金に係る措置に関する事務 五 国民健康保険法第六十三条の二の一時差止めに関する事務 六 国民健康保険法第七十六条第一項の保険料の徴収又は同条第二項の保険料の賦課に関する事務 七 オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得事務	国民健康保険法による資格管理事務、給付事務及び、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの 一 国民健康保険法による被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。.)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 二 国民健康保険法による被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務(前号に掲げるものを除く。) 三 国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務 四 国民健康保険法第四十四条第一項の一部負担金に係る措置に関する事務 五 国民健康保険法第六十三条の二の一時差止めに関する事務 六 国民健康保険法第七十六条第一項の保険料の徴収又は同条第二項の保険料の賦課に関する事務 七 オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得事務	事前	
令和6年1月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	宛名システム、国民健康保険システム、収納システム、滞納管理システム、中間サーバー、番号連携サーバー、国保総合PC、データ連携PC、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム、医療保険者向け中間サーバー、オンライン資格確認等システム	宛名システム、国民健康保険システム、収納システム、滞納管理システム、中間サーバー、番号連携サーバー、国保総合PC、データ連携PC、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム、医療保険者向け中間サーバー、オンライン資格確認等システム、サービス検索、電子申請機能	事前	
令和7年1月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	二 国民健康保険法による被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務(前号に掲げるものを除く。) 六 国民健康保険法第七十六条第一項の保険料の徴収又は同条第二項の保険料の賦課に関する事務	二 国民健康保険法による資格確認書、資格確認書(特別療養)、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務(前号に掲げるものを除く。) 六 国民健康保険法第七十六条第一項の保険料の徴収に関する事務	事後	
令和7年1月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	宛名システム、国民健康保険システム、収納システム、滞納管理システム、中間サーバー、番号連携サーバー、国保総合PC、データ連携PC、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム、医療保険者向け中間サーバー、オンライン資格確認等システム、サービス検索、電子申請機能	宛名システム、国民健康保険システム、収納システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、番号連携サーバー、国保総合PC、データ連携PC、次期国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者向け中間サーバー、オンライン資格確認等システム、サービス検索及び電子申請機能	事前	
令和7年1月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項、別表第一16. 30の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)(別表第一省令)第16条、第24条	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項、別表24.44の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第16条、第24条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「主務省令」という。) 国民健康法第113条の3 第1項及び第2項 (情報提供の根拠) 別表第2の 1.2.3.4.5.9.12.15.17.22.26.27.30.33.39.42.58.62.78.80.81.87.88.93.95.97.106.109.120の項 主務省令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2の2、第33条、第41条の2、第43条、第43条の2、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3、 (情報照会の根拠) 別表2における27.42.43.44.45の項 主務省令第20条、第25条、第25条の2、第26条	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「主務省令」という。) 国民健康法第113条の3 第1項及び第2項 (情報提供の根拠) 主務省令第2条の表 1.2.3.5.6.13.16.19.27.38.42.48.56.65.69.83.87.111.115.125.131.137.141.145.158.161.164.165.166.173の項 (情報照会の根拠) 主務省令第2条の表48.69.70.71の項	事後	
令和7年1月30日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	松江市 総務部総務課 〒690-0876 島根県松江市末次町86番地 Tel 0852-55-5555(代表)	松江市 総務部総務課 〒690-8540 島根県松江市末次町86番地 Tel 0852-55-5555(代表)	事後	
令和7年1月30日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 請求先	松江市 政策部デジタル戦略課 〒690-0876 島根県松江市末次町86番地 Tel 0852-55-5555(代表)	松江市 政策部デジタル戦略課 〒690-8540 島根県松江市末次町86番地 Tel 0852-55-5555(代表)	事後	
令和7年1月30日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	記載なし	十分に行っている	事後	様式変更に伴う追加
令和7年1月30日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	記載なし	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、松江市に住民記録が存在しない対象者を国民健康保険に加入させる際には、本人からのマイナンバーの取得(マイナンバーが記載された住民票の提出を求める等)を徹底し、複数人で確認を行った上で登録することを厳守している。また、特定個人情報の記載がある申請書等は施錠できる書棚に保管している。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式変更に伴う追加
令和7年1月30日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え	記載なし	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	様式変更に伴う追加
令和7年1月30日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策 判断の根拠	記載なし	特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。また、USBメモリを使用する場合は、パスワードによる保護や使用簿による持ち出し記録の管理等を行っている。これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	様式変更に伴う追加